

## 山梨県精神医療審査会の概要

審査会の名称等	山梨県精神医療審査会
設置根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条
設置年月日	昭和63年7月1日
所掌事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 措置入院患者の定期病状報告の審査に関する事</li> <li>2. 医療保護入院患者の定期病状報告の審査に関する事</li> <li>3. 医療保護入院患者の定期病状報告の審査に関する事</li> <li>4. 退院及び処遇改善の請求の審査に関する事</li> </ol>
委員数	15人
委員の職業、氏名及び任期	<p>非公開（委員の職業及び氏名を公表することにより、病状等の審査に際しての公正さ、適正さを欠くことになるおそれがあることから指針第7条第1項ただし書きを適用）</p> <p>（任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日）</p>
所掌課室	<p>福祉保健部 精神保健福祉センター</p> <p>電話           055-254-8644</p> <p>ファクシミリ   055-254-8647</p> <p>メールアドレス   seishin-hk@pref.yamanashi.lg.jp</p>